第二部「これからの弁護士|

講師 本林 徹 氏(前日弁連会長,森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士)

過分なご紹介ありがとうございました。泉最高裁判所判事が「司法とは何だろう」ということで,裁判官の立場でいろいろ面白い話を聞かせていただきました。わたしは弁護士ですので,当事者の立場から物事をずっと見てまいりました。現在,法曹,リーガル・プロフェッションといわれる者,これは裁判官,検事,弁護士,を指すわけですが,全体で大体2万5000人近くおります。そのうちの2万人が弁護士で,法曹の約8割を弁護士が占めております。そういう弁護士の現在,あるいはこれからの姿というようなものをわたしの経験を交えてお話しさせていただきたいと思います。それから,3月まで弁護士会の会長をしていたということで,今回の司法制度改革についても,深く関わってきたということから,それにつきましても必要に応じて触れさせていただくということにしたいと思います。

わたしは約40年,国際的な問題,国内的な問題も含めまして,訴訟だとか交渉事,あるいは紛争解決,そういったものを中心にやってきました。そういう活動の中で外国の弁護士といろいろ話をする機会もたくさんありましたし,具体的な訴訟を通じて,外国の司法制度というのをかいま見るということをしてきました。

まず、泉さんから少しご紹介もありましたけれども、ハーバードでのわたしのロー・スクールでの経験について若干お話をさせていただきます。

わたしは弁護士を5年やりましてから、今から36年前ですから皆さんが生まれる前だと思いますが、妻子を連れまして、ハーバードのロー・スクールに留学しました。それまでは渉外弁護士だったわけではないので、全く国内の法律事務の経験だけを持ちまして、ハーバード・ロー・スクールに行きました。そこで佐藤先生にお会いしまして、1年間、文字通り家族付き合いをさせていた

だいたのです。立場が全然違いまして、佐藤先生は研究員、ビジティング・スカラーという形で、わたしはペーペーの学生という違いがありましたけれども、大変楽しい1年を過ごさせていただきました。

当時のロー・スクールの学生の勉強ぶりをご紹介しますと、わたしもその一員だったわけですけれども、宿題が一つの科目について100ページぐらい出るのです。これは主として判例を調べてこいということです。それで、午前と午後の授業に出まして、それから図書館に行って、その日の復習をしながら、翌日の予習をするということで、夕方の7時ごろいったんうちに帰ってきて食事をしてテレビを少し見て、またそれから図書館に行くということで、夜中近くまで。そういうことを続けてまいりまして、家族とのだんらんができるのは日曜日の午前中だけという、相当激しい1年間を過ごしたわけです。

そして、感じましたのは学生の多様性です。ご承知のようにアメリカには法学部というのがございません。これは4年制の大学の間に経済学をやったり、数学をやったり物理をやったり、さまざまな教養科目をマスターしてくる。社会人から戻ってくる。あるいは軍隊から戻ってきた。そういう学生がたくさんいるのです。ロー・スクールというのは、法曹になろうとする者の専門の教育の場面でありまして、法律家になるということは、4年制の大学で学んだことを踏まえて、さらに3年間ロー・スクールで法曹になるための教育を受けて、高度な職業に就く、そして、国民の皆さんに、あるいは企業のために、法的サービスを提供できるようになる、そういう仕組みになっているのです。最初の授業に行きますと、学生は、法律の「ほ」の字も知りませんから、授業を見ていて、わたしは5年経験していきましたから、何てとんちんかんな議論をしているのだろうと、最初は思ったのです。しかし、2~3か月しますと、学生は、まるで変身をするといいますか、リーガル・マインド、法律的なものの考え方というものを、あっという間にマスターしてしまいます。そういうことからわたしが申し上げたいのは、法律の勉強を今までしてこないで法科大学院に

来られたかたは、決して心配することはないということです。能力があって、 努力をしていただければ、すぐに法律的なものの考え方がマスターできるとい うのを、現にわたしは見てきております。そういうことで、ぜひ皆さんに頑 張っていただきたいと思っております。

わたしは、そのハーバードに1年行きました後、もう1年シカゴで、アメリカの弁護士事務所で、トレーニングということで、働く機会を得ました。これは給料をもらいながらの仕事でしたが。驚かされたことが二つありました。一つはアメリカには大変多数の弁護士が社会に広く活躍の場を持って、単に法廷活動だけではなくて、いろいろな取引、紛争解決、あるいはさまざまな分野で本当に立派な活躍をしているということでした。

例えばアメリカの大統領もそうでありまして、遠くはリンカーンからはじめ て、最近ではニクソンとかクリントン、みんな弁護士であります。それから、 アメリカの上院、各州から二人ずつ上院議員が出ておりますけれども、100名 の上院議員のうち65名が弁護士です。それから実業界にもたくさん出ておりま して、企業経営をやっている。それから大学教授ももちろんですが、政府のさ まざまな機関、司法省、日本でいうと法務省、それとか、証券取引委員会、S ECといわれるところ、あるいは公正取引委員会、FTCといったところには数 百名に上る弁護士がスタッフとして働いています。また、企業の中に法務の部 員という形で入っている弁護士も十数万人ということです。先ほども名前の出 ましたラルフ・ネーダーという、ロー・スクールを出てから消費者運動にすぐ 入って、消費者のためにあらゆる活動を率いる、このラルフ・ネーダーという 人は、前のアメリカ大統領選挙にも出て、もちろん落選はしましたけれども、 そういう活動をやっています。あるいは、政府の代表、例えば USTR といっ た商務省の貿易交渉代表団、これを率いているのもほとんど弁護士です。そう いうことで大変活躍をしている。それに比べて、日本では非常に弁護士の数が 少ない。そして、どちらかといえば法廷活動を中心にしています。随分違うも

のだとまず驚嘆したわけです。

もう一つ驚いたのは、アメリカでは国民、あるいは市民が権利救済を受けや すい法律制度、あるいは法令というものをたくさん持っているということです。 そういう意味で、市民に大変豊富な訴訟手段を提供しているということでした。

一つの大変面白い事例をご紹介しますと、わたしがシカゴにおりましたときに、二人のシカゴ市民がアメリカの三大自動車メーカーを相手に100億ドル、当時でいいますと1ドル360円でしたから、3兆6000億円の損害賠償を起こしたのです。これは、どういうことかといいますと、大手自動車メーカー3社が本来ならもっと早く排気ガスを軽減する技術発明ができる能力も備えているにもかかわらず、あえて、謀議をしてその技術革新を怠っている。これは不当な取引制限だ。アメリカではシャーマン法という、日本でいう独禁法に当たるものがありますが、それに違反していると。そのためにシカゴに700万人という市民がいますけれども、市内に膨大な排気ガスが流れ込んで、シカゴ市民の生命・身体、そして財産に大きな損害を与えている。シャーマン法という法律違反の場合は、実際の損害額の3倍の賠償ができるのです。しかも、そういう訴訟を二人の市民が700万人のシカゴ市民を代表して、集団訴訟を起こすことができるということです。決してその二人のためだけにやっているのではなくて、700万人のために訴訟を起こすということです。こういう訴訟形態があるということが分かりました。

もう一つ驚くべきことは、3兆6000億円の損害賠償請求を起こすのに、裁判所に払うべき訴訟手数料というのが、当時のお金で100ドルでいいわけです。現在は150ドルになっています。いわば、100ドルを払えば青天井の請求訴訟が起こせるということです。日本ではどうなっているかといいますと、訴訟を起こそうとすると、訴訟の金額、賠償金額の大体1000分の3、0.3パーセントの訴訟手数料というのを、印紙という形で訴状に貼らないと受理をしてもらえないということです。これを別の言葉で言いますと、1億円の訴訟を起こすとき

に、30万円の印紙を貼らなければいけない。10億円の訴訟の場合は300万円の 印紙を貼らなければ、受理してもらえないということです。原告となる人がさ まざまな社会的な弱者といいますか、被害者の場合、頭初にそれだけの資金負 担をしなければならないというのは、訴訟をやめろというのと同じ状況ではな いかということに気がついたわけです。

日本でも最近、ご承知のように商法の株主代表訴訟というのが活発に使われ始めましたけれども、これも商法の改正に合わせて、裁判所の訴訟費用法の改正がありまして、8200円の印紙を貼れば起こせるというふうに改正になりました。それ以後、たくさんの株主代表訴訟が起こされるようになったということを見ても、いかに訴訟手数料の壁が低いことが訴訟を促進するかということをお分かりいただけるかと思います。

それから、Class Actions という、先ほど集団訴訟とも訳しておりますけれども、これは一人一人の被害額が非常に少なくて、訴えを起こそうと思ってもペイしない、しかし、被害者が大変大勢いるという訴訟を救っていこうということです。それをグループ全体として救済をしていこうということです。これに対して日本では、どんなに被害額が小さくても、一人一人が訴訟提起者となって原告になっていかなければならない。これが大変大きな違いです。

それから、裁判が始まったときにどうなるかというと、証拠の問題が出てまいりますけれども、アメリカの場合には証拠の開示手続き、ディスカバリー手続きといっておりますけれども、これが民事訴訟法上ありまして、これはその訴訟に関連のあるすべての証拠を裁判所の命令で裁判所に提出させるというものです。これは当事者が持っている証拠だけではなく、第三者が持っているものもそうです。これは、どういう意味を持つかというと、原告が何かの被害者であった場合、ほとんど自分の手元に証拠がありません。相手方が国である場合は国が証拠を持っているし、大企業であればそこが証拠を持っている。証拠が偏在しているわけです。これをフェアプレーの精神で、裁判所に提出させる

ことによって、本当の、真の意味の訴訟解決を妥当に図っていくというコンセプトでこの手続きが認められているわけです。わが国は、長らくこういう手続きがございませんで、1996年に民事訴訟法が改正になりまして、文書提出命令というものが作られましたけれども、それもまだまだ限定的なものです。

それからアメリカでは、懲罰賠償、punitive damages というのがありまして、これは被害者が実際に被った損害額を填補するというだけではなくて、二度とそういう不公正なことを起こさせない、一種の制裁です。アンフェアなことをした加害者に対して、制裁的な損害賠償を認める制度です。これは、極端な場合には、実損額の20倍、30倍の懲罰賠償が課せられるということがあります。そういう制度は、日本には全くないわけでして、日本では実損填補、これが原則でありまして、場合によっては慰謝料という形で請求ができるというところにとどまっています。

それから、アメリカでは刑事事件だけでなく、民事事件にも陪審制度がありますし、また、公民権法、あるいは市民権法といわれておりますが、Civil Rights Acts といいますが、例えば、雇用とか教育の場面において、人種とか性別、あるいは年齢、宗教、そういったことによる差別を絶対的に禁止するという法律がありまして、これに違反した場合には当然損害賠償ができる。ひどい場合には懲罰賠償の請求もできると、こういう、市民にとっては大変頼りがいのある実体法も持っているわけです。

このようにアメリカの制度をかいま見る中で、わたしは非常に国民に開かれた制度を持っている、透明で公正なものを大事にする精神が、アメリカの裁判の底辺を流れているということを知りました。そして、不公正なことを行った者に対しては、法の執行、law enforcement というのが非常に厳しいわけです。例えば、不公正な競争をした、独禁法に違反したというようなケースの場合、あるいは投資家をだました、そういう証券法の違反といったケースの場合には、その会社の経営者が容赦なく刑務所行きというのが、実例としてはたくさんあ

ります。日本の場合には、法律に書いてあっても、それが額面通り必ずしも実行されない、執行されない、実施されていないというケースがあります。そういう意味で、法令の中身もあいまいなケースがありますし、そして、法執行が非常に甘い。そのために談合といわれるものがいつになってもなかなかなくならない。それが典型的な例だと思います。アメリカでは、同業者が集まって価格を決めるということがあれば、たちまちこれはジェイル(刑務所)行きということになるわけです。

こういう面白い事件を契機として、わたしは振り返って日本の司法制度をもう一度考え直してみたときに、本当にその機能が十分果たされているのかということについて、大変疑念を持つようになりました。例えば、先ほども行政訴訟、泉さんのほうからお話がありましたけれども、これは例えば税金を課せられた人がそれを争って、国を相手に訴訟を起こすということ、あるいはさまざまな国の処分、行政処分に対して争っていく訴訟の形態でありますけれども、この行政訴訟というのを一つ例にとっても、日本では年間に2000件程度しか提訴の数がありません。これは行政事件訴訟法が、原告になれる者を入口でしばっておりますし、それから、行政の裁量が非常に広いということから、なかなか勝てないわけです。入り口も狭く、訴訟の却下率も高いということで、訴訟が少ないわけです。これに対して、ドイツでは1年間に50万件という行政訴訟が提起されております。日本はその250分の1というのが現状です。

それから、資力が乏しい人たちが法律相談をうけたり訴訟を起こすのをサポートする、必要なお金をサポートする、法律扶助、リーガル・エイドという制度がありますけれども、これも日本は非常に貧弱でありまして、年間35億円から40億円程度の予算しか出ておりません。これが最も進んでおりますイギリスでは、日本円に直しますと年間3000億円程度の法律扶助の予算が国から出ております。

それから, 市民, 国民が裁判に参加して、実質的に判断に加わっていくとい

う,国民の司法参加というものがありますが、これも日本では戦後、今回の改革で裁判員制度というのができましたけれども、実に60年近くそういう制度を持っていませんでした。これは先進7か国、あるいは先進8か国といわれるものの中で、そういうものを持っていなかった唯一の国であります。例えば、イギリス、アメリカ、カナダ、ロシア、そういったところは陪審員制度でありますし、ドイツ、フランス、イタリアは参審制度、これは国民と裁判官が一緒になって裁判をしていこうということです。そういう状況にありました。

先ほど話がでましたが、最高裁が参議院の選挙で1票の価値が1対5ぐらい違っても、なかなか憲法違反だという判決が出ない、裁判所もそういう意味では憲法上、違憲立法審査権というのを持っていながら、それを非常に消極的に行使してきたというところもあるかと思うのです。いずれにいたしましても、日本の司法制度そのものが、十分な機能を果たしていないというのが、わたしが帰ってきたときの印象であり、その後の経過を見るにつけ、その思いは強くなってきたわけです。日本では「和をもって貴しとなす」、あまり争い事を白黒で決着をつけないというのが日本の良い文化ではないかといわれることがあります。しかし、よく考えてみると、それは一面を見ているだけで、実は司法の場で自分の権利を主張したいと思っても、それを受け止める、あるいは容易に利用できる受け皿が用意されていない。だから、訴訟を起こそうと思っても、ペイしない、起こせない。よってもって泣き寝入りするということが、日本文化のコインの裏ともいえると思ったわけです。

少なくとも、同じ行政訴訟が、日本とドイツでは250倍違うという、これは やはりおかしいのです。そういう意味で、日本の社会においても利用しやすい、 そして、強い司法というのが必要であろう、先進国である日本というならば、 やはり国際的な水準に達している司法のインフラを持つということが非常に重 要なことであるということを、思っていたわけです。そして、たまたま2001年 から2004年、司法制度改革という絶好の機会にぶつかったということで、わた しもかねがね考えていたことが実現に移せるということで大変うれしく思ったわけです。

今回の司法制度改革ですが、これは、政府に司法制度改革審議会というものができたのが本格的なスタートでした。この会長を佐藤幸治先生がなさったわけでありますが、開かれた国民的論議を経て、2001年6月に「21世紀の日本を支える司法制度」という題をつけた意見書を出されました。司法制度改革はこの司法制度改革審議会の意見書にのっとって政府に改革推進本部を設置して具体化が図られることになりました。そういう意味で国家的な改革プロジェクトであったわけです。この審議会の意見書は、21世紀の日本を支える司法制度づくりにあたっては、司法サービスを提供する法律家の立場に立つのではなく、主権者であり、しかも法的なサービスを利用する国民の視点に立ってもう一度根本的に見直していこうというところに大事なコンセプトがあるわけです。その上に立って、三つの強烈なメッセージをこの意見書は打ち出しています。

一つは「法の支配の確立」、ルール・オブ・ローの確立です。日本というのはまだまだ法が社会に根付いていません。法が日本の社会の血となり肉となる、「血肉化する」といっておりますが、そういうことが大事なんだと。この「法の支配」というのは、行政、国も個人も、平等に公正・透明なルールに従っていくという、英米で発展した、人権尊重の考え方を盛り込んだコンセプトですが、これを日本で確立をしていかなければいけない、これが一つのメッセージであります。

もう一つは、国民が統治の客体から統治の主体となるべきだ、そういう社会でなければいけないのだということです。今まで国民は行政におんぶに抱っこという、お上依存の意識から抜けきれませんでした。これを解き放って、国民一人一人が自立をして、政治や社会、そして司法にも参加していくと。そういう国民が生き生きとした社会を作るということが第2のメッセージです。

三つ目のメッセージ,これは法曹. 法律家. なかんずく弁護士の役割が大変

秋期講演会「これからの弁護士」

重要なのだということで、げきを飛ばしていることです。弁護士を、人数の上からもそうですが、法曹の中核として位置付けていただきまして、その役割と社会的な責任の重要さというものを意見書の中で強調していただいております。レジュメに書いてありますように、弁護士の役割と社会的責任という項目の中に、弁護士は国民の社会生活上の医師だと。ある意味でお医者さんと同じである、そして、人権擁護と社会正義の実現という使命に基づいて、国民にとって頼もしい権利の守り手であると同時に信頼しうる正義の担い手として、高い質の法的なサービスを国民に提供する、そういう責務を負っているということをうたいあげました。そして、合わせて高い職業倫理を持って公益活動、公益性というものを十分自覚した活動をしていかなければいけないということをいっています。この意見書の趣旨を踏まえて、弁護士会、弁護士も主体的に改革に取りくみ、それを実践してきたわけです。

これまでの弁護士の在り方について、若干ここで触れさせていただきたいと 思いますけれども、日本では弁護士法というのがありまして、その第1条に、 弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする、そういうプロ



フェッショナルであるとうたっています。そして、法律制度の改善に努めなければいけない、と書いてあります。そして、日本の弁護士は世界に類のない弁護士自治というものを持っています。これは例えば、公認会計士が金融庁、税理士が財務省、弁理士が経済産業省、そういった官庁の監督を受けているというのと全く違います。弁護士には監督官庁がありません。それで、不祥事を起こした場合の懲戒等もすべて弁護士会の手でやるということになっています。国から監督をされていないということが、国、あるいは公権力を相手にして、人権擁護のために邁進ができるという制度的な保証になっているわけです。それと、弁護士は、他の法律に定める場合を除いては、法律事務を基本的には独占をしています。この三つが、いわば弁護士法のコアの部分です。

これまで、弁護士会はどういうことを一番特徴的な活動としてきたかといい ますと、それはやはり、輝かしい人権活動の歴史、実績だと思います。先ほど から出ております、少数者、あるいは社会的弱者の救済ということに弁護士会 と弁護士は、大変な力を注いでまいりました。例えば、刑事被告人が、意に反 して自白を強要されて、それで有罪となって、死刑が確定したという事件があ りますが、それを、再審請求をして、再審で争って、死刑確定の被告人を4人 ほど続けて無罪を勝ち取って冤罪を晴らしたというようなのが典型です。それ から、公害とか薬害の訴訟が実にたくさん起きました。工場の廃水、あるいは 空気の汚染, それから騒音公害などです。これは戦後, 日本が経済至上主義で, 欧米にキャッチアップするということで、経済活動に邁進した、その陰の部分 が公害という形になったのです。薬害というのは、例えばエイズの事件、ある いはスモンの事件などが典型です。こういった被害者の救済のために大変多く の弁護士が手弁当で参加しまして、それを弁護士会がバックアップするという ことで、やってまいりました。また、詐欺商法だとか、あるいはサラ金、ヤミ 金融といった大変ひどい消費者に対する人権侵害、これに対しても、本当に 闘ってきたのは弁護士だったというのが実情です。

それから、公害の健康被害を補償するための法律だとか、消費者契約法といった弱者を保護する法律の立法につきましても、組織的な努力をしてきたわけです。そういう意味で、弁護士会は、特に全体を東ねる日弁連は、日本最大の人権NGOという位置付けでして、国連の協議資格も持っており、国連にさまざまな人権問題について提言をする、という活動もしてきています。そういう意味で弁護士は国家権力、あるいは行政、大企業、そういったものの人権侵害に敢然と立ち向かうことにおいて、権力の対抗軸としての機能を果たしてきたということが光の部分だと思います。

しかし、その反面で、弁護士が抱えていた問題もいくつかあります。一つはやはり人数が少なすぎる。そのためにどうしても少数精鋭、エリート意識というものが残る。そして、国民の側から見ると非常に近づきにくい存在だと映ってきたわけです。そして、利用者、サービスを受ける側の立場に立って、弁護士を量的にも増やす、あるいは質的にも能力的にも幅広く高めるというようなことについて、インセンティブがなかなか働きません。そういう努力を怠って、いわば法律事務の独占という権限の上にあぐらをかいていたといいますか、競争の波にもさらされることなくやってきたというのが、いわゆる影の部分だったと思うのです。

そういう流れの中で、審議会の意見書が弁護士の改革というものを打ち出しました。社会生活上の医師となれという激励をいただいたわけです。さまざまな公益的な活動を今どんどん推進しているのですが、例えば、弁護士が裁判官に任官をする、弁護士任官といっていますが、そういうものをどんどん増やしておりますし、パートタイム、要するに仕事を普段はしながら、週1回ぐらい弁護士が裁判所に行って、調停の主宰をするという、パートタイム裁判官というのをもうすでに今年から発足しております。法科大学院の教授、助教授、あるいは講師といった形で、もうすでに六百数十名の弁護士が法曹養成の役割を担っておりますし、弁護士がいない、弁護士の過疎地に弁護士を派遣するとい

うこともやってきております。

そういう革新的な活動をしておりますと同時に、今回の司法制度改革によりまして、弁護士の職務の自由化というのが進められまた。従来は、弁護士の資格を持ちながら公職に就くということが禁止されていました。国会議員だとか、そういうものは除いていますが、原則として公職禁止、兼職禁止でしたが、今回の改革で弁護士の資格を持ったままで公務員になれるということになりまして、かなり自由度が高まってまいりました。それから、報酬を、従来は弁護士会が決めた、いわば公定価格で報酬の請求をしていたのですが、これはもうそういうものは撤廃いたしまして、一人一人が依頼者と相談をし、きちんと契約書を結びながら、その事件に合った報酬体系というのを各自作っていくということにしました。

それから、不祥事があった場合の弁護士懲戒の手続きをもっと透明化をするということで、市民にも手続きに加わっていただくということで、大幅な改正をしましたし、日弁連の総会がありますけれども、これを完全に公開して、誰でも出席できるということにしました。これはいろいろな業界、医師会とかいろいろありますけれども、ここまで進んだ業界はないだろうと思っています。総じて、弁護士、弁護士会というものは、今回の司法制度改革の大きな流れを受けて、開かれた透明なものにしてきていると申し上げられると思います。

次に、「法化社会の到来と弁護士」というところに入りたいと思います。法化社会というのは、いろいろな人がいろいろな定義をしておりますけれども、従来のような行政による事前のチェックという制度に代わって、国民一人一人、あるいは企業も含めて、法律専門家のサポートを受けながら、自分の権利は自分で守っていく。紛争が起きたときには、透明・公正なルールに従って司法によって、司法の手によって、迅速に解決を図っていくと、こういう社会だと思います。審議会の意見書が言っている「法の支配が社会の隅々まで及ぶ」そういう社会と理解していただいてもいいかと思います。この法化社会というのは、

もう世界的な流れです。透明・公正なルールに従って物事を解決していくという大きな国際的な流れです。日本がその影響を受けないということは、もうできない状況になっています。そして、今回の司法制度改革はそれを大いにバックアップといいますか、それを支えることになっています。

そういう法化社会の動向が一番鮮明なのは企業の分野です。そこに書いてありますように、企業のコンプライアンスの時代といわれています。雪印食品の食品偽装の問題、あるいは東京電力のデータ改ざんの問題、三菱自動車のリコール隠しと、たくさんの不祥事が起きましたが、そういう反省にも立ちまして、今、経営者は法律を遵守した経営、遵法経営といいますが、このコンプライアンスの重要性を再認識しています。経営のトップが率先して会社の倫理憲章とか行動基準というものをどんどん制定をしております。また、企業の社会的責任、これはCSRといっておりますけれども、Corporate Social Responsibilityの頭文字でありますけれども、これらの真剣な取り組みもしているということです。この CSR というのは、株主の利益だけではなくて、取引先、顧客、あるいは労働者、従業員等を含めた多くのステークホルダー、企業を取り巻く人たちと共存をしながら、環境、あるいは労働・人権、そういったものについて十分配慮して、持続的な成長を図っていくと、こういうコンセプトであり、多くの企業が今取り組んでいるという状況です。

なぜ、こういう方向になってきているかというと、それはマーケットが、市場が企業を厳しく評価する時代だからなのです。例えば、不正、あるいは隠蔽ということがあって、説明責任を果たさない企業が出てきた場合に、それはもうイエローカードを飛び越えて、レッドカードで退場を願うという時代です。対応を誤ると、企業としての存続ができないという時代になってきています。例えば、雪印食品のケースですが、そういう問題のある汚染されたものをそうでない形で偽装しながら売っているというようなことがオープンになりますと、その商品、あるいは食品というものは直ちに消費者からボイコットを受けます。

消費者からボイコットを受ける前に流通のスーパーマーケットが売場の棚から すべての商品を下ろしてしまうという状況です。

それから、もう一つは、株式マーケット、投資マーケットであります。これもまた、黙っていないわけです。不祥事が起きますと、たちまちのうちに株価が下落します。そうしますと株価の総額、あるいは企業価値というものが下がってしまいます。最近の西武鉄道のケースをご覧になりましても、長年、上場廃止になりうる状況を隠して投資家を欺いていたということであります。そういうことがいったん表に出ますと、1100円だった株価が500円台に、あっという間に半分以下になっております。そうしますとどういうリスクが出てくるかといいますと、その株を担保にしていた金融機関が損を被るだけではなくて、その会社自体のトータルな企業価値が下がってまいりますので、外資も含めたハゲタカと呼ばれるさまざまなファンドが買収にかかってきます。買収のターゲットにされるというのが、厳然たる事実です。

そういう消費マーケット、投資マーケットの大変厳しい目がまた別のトレンドを生んでいます。国内外の投資ファンドが企業の社会的責任というものを自覚して真剣に実践していくような、優良な企業というものを選別しまして、そういう企業に積極的に投資をするという動きがあります。これは、アメリカでは、Socially Responsible Investment、社会責任投資といっているのですが、これがすでにアメリカの投資関係だけで230兆円、英国で44兆円に達しています。そういう優良企業、社会的責任を自覚した企業に積極的に投資をしていくという選別投資をしているのです。するとどういうことになるかというと、このように選別された会社の株はどんどん上がってまいります。企業として非常にブランドが高まる。いい人が採れる。そういうことで、倍々ゲームになってくる。そういう意味で、不祥事にさらされた会社と積極的に社会的責任を自覚した順法経営企業との間で、ものすごく大きな差が出てきている。そういう時代を今、迎えているわけです。

そして、法的紛争というものが、行政の手から司法の手に移ってきているということは、いくつかの例を見るまでもないことです。一つは最近の UFJ をめぐる住友信託、三菱東京フィナンシャルグループの争いのようなケースがあります。これは金融機関の買収を含めた独占交渉権の解釈の問題、それが裁判所に仮処分という形で出されたわけですけれども、これは従来でしたら金融庁が動き出して、たちまちこれを行政の力で解決していたというのが、流れであっただろうと思います。しかし、今はもう行政のチェックは働きません。司法の場で、公正・透明なルールに従って迅速に紛争を解決するということになったわけです。

プロ野球の近鉄・オリックスの合併,あるいは新規参入の問題,選手会との 紛争,これも同じような動きかと思います。従来であれば,当然球団のオー ナーが集まって密室で解決をしたということだと思います。これは選手団が裁 判所に合併の延期を求める,そういう仮処分を起こす中で,そこでの裁判所の 判断にみんな従っていくという道を取ったわけです。

両方とも、裁判所が非常に迅速に対応したと、わたしは思います。これが、 半年とか1年とか待たされる裁判であれば、恐らく利用しなかっただろうと思います。そういう意味では、裁判が迅速に結論を出したということは、非常に 快挙だったと思います。この二つの事件を、国民の目から見ますと、司法に よって、公正・透明に紛争を解決すると、そういう時代が来たというふうに、 強烈な印象を持っていただけたのではないかと思います。

このようなさまざまな訴訟だとかコンプライアンスだとか、そういった流れの中で多くの弁護士が実は活躍をしているという時代です。これからの弁護士がどうなっていくかということですが、わたしは、この21世紀というのは弁護士にとっては大変エキサイティングな世紀になるだろうと思っています。大きな時代の変換期を迎えておりますし、それに合わせた抜本的な司法改革が行われております。多くの有能な弁護士が日本、あるいは世界を舞台にして、いろ

いろな分野で、いろいろな地域で活躍する場が広がっていると、わたしには思 えるのです。

いくつかの課題について若干触れたいと思いますが、まず、弁護士の大幅な増員・増加と競争の問題です。これから、2010年には年間3000名の司法試験合格者という、今の約2倍になってまいります。これがどの程度前倒しになるかというのは、これは検討課題だと思いますけれども、これからどんどん増えますと、当然今まであぐらをかいていたと先ほども申し上げましたが、そういう状況ではなくて、当然競争原理が働いてくる時代になります。そうしますと、どうしてもビジネスだとか、金もうけ主義という方向に行ってしまうのではないかという懸念がいわれています。弁護士の使命である人権活動を担う人が少なくなっていくのではないかといわれています。といいますのは、日々の生活に追われたら、人権どころではないではないかという意見があります。しかし、やはり一定の割合の弁護士が、今までもたくさんの人権活動を支えてきたわけでありまして、そういう仲間は必ず生まれてくると思っておりますし、むしろ大事なのは一人一人の弁護士が、すべての弁護士が人権活動を含めて公益活動を、義務として担っていく、みんなでこれを担っていくという方向に物事を運んでいくということが大事だろうと思っています。

今,東京に弁護士会が三つありますけれども、そこでは弁護士が公益活動を やるというのを義務化しております。公益活動はいろいろ定義がありますけれ ど,例えば,法律扶助の事件,国選弁護人,仲裁人,あるいは弁護士会のさま ざまな委員会活動,そういった公益活動を年間30時間やらない,そういう未達 の人は,制裁金といいますか,免除金を払わなければいけないという,裏打ち まで設けている弁護士会があります。それくらい、やはりみんなで担っていく ということを,今,心掛けているところです。

アメリカでは,民間の会社が大手の弁護士事務所を含めて,プロボノ・ランキングというのを発表しております。プロボノというのは,無償もしくは低廉

な費用で公益的な活動をする弁護士の活動のことをいっているのですが、どんな大きな事務所でも競ってこの公益活動を自分の所属弁護士に奨励しているのが実情です。なぜかといいますと、弁護士事務所に入っても、それこそスーパーではありませんけれども、24時間働きづめというようなことでは人生に潤いがないわけです。そういったことであれば、新しい有能な人は入ってきてくれないということもありまして、このようなプロボノ活動というものを奨励しているのです。日本でも大手の渉外事務所をやめた若手の人たちが、カンボジアとかベトナムとか、そういったところのいわば発展途上国の法整備、法律を作ったり、あるいは法律制度を整備したりする、そういう活動に参画しているというような動きも出ています。これも一つの典型的な公益活動だろうと思います。

二つめは、「活動分野の拡大 - 新しい法分野・職種」という点です。弁護士が増えてもその仕事のパイが果たして増えるのかということです。しかし、わたしは必ずその仕事のパイは増えると思います。競争というのは必ず潜在的な需要を掘り起こすというのが歴史の教えであります。かつて企業法務というのが喧伝をされたときに、企業の法務部がしっかりすると弁護士のところに仕事が回ってこないのではないかという懸念が盛んにいわれたことがありました。しかし実際にはそうではありませんでした。企業法務部の人たちが、社内のあらゆる問題を検討する中で、次から次に新しい問題を掘り起こしていったのです。それを外部の弁護士に仕事としてどんどん回していくという状況で、企業法務部は弁護士にとっては非常に仕事をたくさん掘り出してくれる、そういう役割を担ったわけです。

外国法事務弁護士という,外国の弁護士が,法務大臣の承認を得て日本で自 分の自国法をアドバイスすることができるという制度が1986年から日本であり ますけれども,この外国法事務弁護士が日本に来ることになったときも,これ で渉外事務所の仕事が減るのではないか,みんなそちらに取られるのではない かという懸念が、一時ありました。しかし、彼らもまた新しい仕事を次から次に持ってくることになりました。そういうことから見まして、わたしは弁護士が努力をすれば、さまざまな潜在分野というものが開拓しうると思いますし、 当然そういう方向になっていくだろうと思います。

新しい法分野というのはどんなものか、いろいろあるかと思います。例えばわたしどもの経験でも、上場会社の株主総会の指導というのは、かつては総会屋の仕事だったわけです。総会屋が企業に働きかけて、短時間で総会を済まさせるということで利益を求め、また総会を荒らしに来るのも総会屋だという無法状態だったわけです。ここに弁護士が登場しまして、企業の経営者に合法的な会社主導型の総会の指導というものを始めました。今や商法の改正で総会屋に対し、大変厳しい罰則を科せるようになりましたので、利益供与が本当に少なくなってきております。そういう総会指導という仕事でもかなり最近のことです。それから先ほど述べた会社の不祥事等が起きた場合に、その原因を探る、あるいは旧役員に法的な責任があるかどうかを判断する委員会を必ず作るようになっていますから、これもほとんど弁護士が選任されているという状況ですし、企業のコンプライアンスだとか、あるいは危機管理等に弁護士が参画をしているということがあります。

また、企業買収という新しい分野、あるいは最近ではスポーツ選手の交渉代理、これも本当にここ2~3年のことです。古田や上原らと協力して弁護士がアドバイスし始めたということです。従来は、全くそういうところに弁護士が出ることはなかったのです。それから、知的財産権とか税法関係については、従来弁護士はそういう分野はやらないで済んでいたのです。これからはどんどん需要が増えてくる。そういう方向に、専門化を図っている弁護士がたくさん出てきているのです。

新しい職種というのがあります。一つは公務員として法律専門家として活躍 をするということです。例えば、法務省、金融庁、経済産業省、あるいは産業 再生機構等、そういった公の職務に弁護士がたくさん出ております。公務員の数を、長期的には10パーセントぐらい減らしていくという傾向、それに対して、むしろ立法を含めた法律的な分野は弁護士にかなり依存していこうという動きがあります。わたしの事務所でも今5人ぐらい、そういう公的な職責を担って、出ております。そういう意味で弁護士はこういう公務員職種に対する大変重要な人材源にはなりつつあるというふうに申し上げられると思います。

それから、企業の中に入っていく。これは先ほどもアメリカのように、社内 弁護士という形で法務部に入っていくということもありますし、企業の役員、 社外取締役、社外監査役という形で、役員として企業の運営に当たる、さまざ まな法的な知識経験を十分駆使しながら、企業が不祥事に走ることがないよう な、そういう法的な活動をするという、そういう分野も大変多くなっています。 企業に入っている社内弁護士というのは未だ100名に達しておりませんけれど も、どんどん増えてきております。それから、社外取締役とか社外監査役、こ れは一人でいくつもやっている方もいますので、延べですけれども、大体200 人近くいると申し上げておきます。それから、国会議員ですけれども、今、弁 護士の資格を持った国会議員が42名います。これも今後ぜひもっと増えて欲し いと思っています。

三つ目は、弁護士の流動化・多様化ということです。従来、弁護士は一つの事務所に入りますと、そこで法廷活動等を中心に一生をそこで終わるという、かなり固定化していたわけです。これからは仕事の範囲、それから先ほども申し上げました新しい職種、地域、そういうことも含めまして非常に流動性が高まっていくだろうと思います。例えば、ある弁護士の事務所で何年か働いて、それから先ほども申し上げました、弁護士がいない過疎地に赴任して2~3年やる。また戻ってきて、今度は公務員になる、あるいは法科大学院で教える、あるいは企業に入っていく。また、事務所に戻る。そういうモビリティーというのが非常に高まってくる時代になるだろうと思っています。わたしの事務所

でも、そういう弁護士過疎地に赴任するということをあらかじめ決めて事務所 に入ってきて、1年半鍛えた後でそういうところに出て行くということで採用 している弁護士も出てきているのです。

次に、事務所の大規模化ということです。これは、最近大変顕著な動きになってきております。今から5年ぐらい前には、一番大きい事務所でも50人ぐらいの弁護士だったと思いますが、今は150人から200人ぐらいの事務所が5つぐらいできております。その大きな事務所もすべて何らかの形の合併・提携をしております。これは例えば企業買収とか不動産や債券を証券化して流動化を図るプロジェクト、こういうような仕事は一時期に大変たくさんの人たちの労力を必要とします。人的なキャパシティがどうしても必要なわけです。それから事務所が提携をする理由としましては、やはり自分の事務所はこういう分野は強いけれども、こういう分野は少し弱い。ほかの事務所がそういう弱いところを補ってくれる、そういう相互のシナジー効果といいますか、相乗効果が期待できるような形で補い合いながら、全体として総合病院のようにお客さんにどんなサービスもフルにできるようにしていこうという動きがかなり出てきております。それから外国の弁護士事務所が日本の事務所と提携をする、あるいは日本の事務所を飲み込んでしまうという、吸収合併するという動きも最近では出てきております。

それから「弁護士倫理の重要性」について少し触れたいと思います。今,弁護士に品位を害する非行があったと考えた人は、誰でも弁護士会に懲戒の申し立てができるということになっています。例えば、新聞記事を読んで、何か弁護士の不祥事の記事があったとき、その新聞を読んだ人が懲戒の申し立てをすることもできます。弁護士に直接依頼をした人である必要は全くないわけです。そのために年間1000件ぐらいの懲戒申し立てというのが実際に起こされています。その中には、濫訴に近いものもたくさんあります。これは、弁護士が非常に仕事の幅を広げているというところから、国民市民との接点がそれだけ多く

なっていることを示していると思います。

弁護士も、例えば会社の機密事項に接する可能性があるという点においては、公認会計士と同じでありまして、その会社が何か重大なプラスの事実を、公表される前に弁護士・公認会計士が知ってしまうという場合があります。それが公表される前にその会社の株を買えば、当然もうかる。あるいは会社が危ないときに、それを先取りして株を売ってしまう。これはいわゆるインサイダー取引という、証券取引法でもちろん罰則が科されているわけですが、こういったことをやりますと、これは当然弁護士の懲戒処分を受けます。また、当事者の両方から何らかの形で依頼を受けてしまうと、これは、利益相反ということになります。ところが、だんだん世の中が非常に複雑になってきておりますので、ついうっかりしていると、そういうものに巻き込まれるというケースがたくさんあります。

懲戒処分を受けますと、大変厳しい制裁となります。懲戒処分を受けた弁護士について、名前と懲戒処分を受けた理由が官報に掲載されることになりましたし、裁判所、検察庁、そういったところには当然その処分の結果がいきますし、弁護士会で出している雑誌にも公表されます。そうすると、それは当然すぐにインターネットにも載るということです。一瞬にして、築いた信頼を失うということが十分考えられるわけです。そういうことも、時代の大きな動きであると思いますし、高い職業倫理を持つということは弁護士の生命線でありますので、これは法科大学院でも大事な教科の一つにするということは、そういう意味があるわけです。

弁護士偏在の解消という点ですが、今、全国津々浦々すべての人たちが平等に法的なサービスを受けられるという状況には、実は、なっておりません。弁護士が偏在しております。弁護士が一人もいないという地域がまだ60か所ぐらい残っているという現状です。何とかその不平等をなくすために、日弁連が組織的な活動として行っておりますのが、日弁連の公設事務所設置の取りくみで

す。会員が拠出するお金で、例えば宮古島、北でいいますと根室とか、弁護士が一人もいないというような地域に事務所を作り、そこに弁護士に2年か3年 常駐してもらうということをしてきました。

北海道の紋別という3万人の小さな町がありますけれども、そこに東京から 松本三加さんという弁護士2年目の女性が行きまして、それこそ暴力団まがい の金融業者と渡り合うということを大変見事にいたしました。非常にチャーミ ングな弁護士でありまして、地元ではアイドルに近い状況になりまして、マス コミ・テレビにも取り上げられました。コミュニティーの人たちと心を通わせ ながら、2年もしくは3年、思う存分仕事をするということの生きがいという ものが若い弁護士の間にも広がってまいりまして、公設事務所にいきたいとい う候補者が非常に増えているという状況です。

わたしどもの事務所からも最近一人鳥取の公設事務所の所長になって行った者が一人います。今,法科大学院が大都市だけではなくて,各地にたくさん作られております。そういうところを卒業して弁護士になった人が,また地元に戻って地元の方々に法的サービスをするということは,過疎解消のために,非常に大きな働きをするだろうと思っています。

最後に、先輩としてのアドバイスですが、先ほど泉さんがいろいろおっしゃっていたので、わたしは二つぐらいにしたいと思います。弁護士というのは、趣味とか道草をしたことが後々生きてくる大変不思議な職業です。例えば、会社に入って、ある分野、これは経理だろうと営業だろうと、そういうところで培った経験、それから人脈、そういったものが弁護士になった場合には、その人でなければできない仕事となって生きてまいります。わたしの事務所でも、厚生省にいた女性弁護士がいますが、介護とか医療の関係に大変詳しく、そういう経験が生きています。例えば、医者の経験がある人が弁護士になったとき、医療過誤の紛争解決、これは本当に今望まれている分野ですが、そういう経験が生きるわけです。

秋期講演会「これからの弁護士」

それから、弁護士は闘う職業でもありますが、同時に説得の職業です。道理というものを大切にしながら、裁判官を説得し、相手を説得し、また依頼者を説得する。そういった、説得のための人間力というのは、これは弁護士になったら一生求めて培っていかなければいけないことだと思います。弁護士というのは、社会の正義の総量を増やしていく、公正で透明な社会を作るという役割を担う者として国民から期待をされているわけですので、今日ご出席の皆さんの中からも多くの人材が弁護士になっていただいて、今申し上げたような、わたしの考えてきたこと、経験したこと、あるいは申し上げたことを、少しでも頭の中に残していただいて、活躍をしていただければありがたいと思っております。どうも、ご清聴ありがとうございました。